

普通預金（無利息型普通預金を含む）規定

1.（取扱店の範囲）

普通預金および無利息型普通預金（以下「この預金」といいます。）は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外の払戻しは、あらかじめ当店で、届出の印鑑の印影との照合手続きが可能なものにかぎります。

2.（預金の払戻し）

- （1）この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（暗証）により記名押印（暗証入力）してこの通帳とともに提出してください。
- （2）前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しをおこないません。
- （3）この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。
- （4）同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

3.（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1000円以上について付利単位を1円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。また、無利息型普通預金には利息を付けません。

4.（手数料の取扱について）

（1）未利用口座管理手数料

2020年4月1日以降開設した預金口座は、最終取引日から2年以上、利息決算以外の預入れまたは払戻しがない場合には、未利用口座となります。

未利用口座には、当金庫所定の未利用口座管理手数料が掛かります。

この預金口座が未利用口座になった場合には、当金庫は、この預金口座から、払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引落します。

未利用口座管理手数料は、返却しません。

（2）手数料の改定・新設

この預金の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合、当該手数料は当金庫所定の方法により引落しいたします。

（3）解約

この預金が、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能になった場合には、当金庫は、預金者に通知することなくこの預金口座を解約することができるものとします。

以上

2020年4月1日現在